

事務所コラム

2014年4月28日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

2BOX車の法定耐用年数

ライトバンとSワゴンの違い

貨客兼用自動車の耐用年数の判定

クルマに詳しくない方にとっては、車両の耐用年数の判定は悩ましいものです。ミニバン、ライトバン、ステーションワゴンなど特に2BOX(『エンジンルーム』『乗車スペース』『トランク』のうち後二者が一緒になった2室のもの)の車両は、外観はほぼ同じように見えるもの多く、『貨物自動車』(5年)なのか、『その他』(6年)なのか迷ってしまったという方もいらっしゃるでしょう。これらの判定について、『耐用年数取扱通達』では、貨客兼用の自動車はナンバープレートにより行うものとされています。

自動車(登録車)の場合

上1桁が1(1ナンバー)	普通貨物車
上1桁が2(2ナンバー)	普通乗合車 (定員11名以上)
上1桁が3(3ナンバー)	普通乗用車 (定員10名未満)
上1桁が4又は6 (4ナンバー・6ナンバー)	小型貨物車
上1桁が5又は7 (5ナンバー・7ナンバー)	小型乗用車
上1桁が8(8ナンバー)	特殊用途自動車
上1桁が9(9ナンバー)	大型特殊自動車

ライトバンとSワゴンは『出自』が異なる

従って、外観に関わらず、耐用年数は『1・4ナンバー』(ライトバン等)ならば5年、『3・5ナンバー』(ステーションワゴン等)ならば6年、軽自動車ならば4年と判定すれば良いことになります。これは2BOXに至るまでの生い立ちを見ると理解しやすいです。

『ライトバン』はもともとピックアップトラック(貨物車)の荷台が屋根付きの貨物室となった『有蓋商用車』が発展したものであるのに対し、『ステーションワゴン』は、3BOX(『エンジンルーム』『乗車スペース』『トランク』の3室が区別されている車)のセダン(乗用車)の屋根が伸びていき、トランク部を大きな荷室としてもので、外観が似ていても、自動車としての『出自』が全く異なるということなのです。

ライトバンの商用利用は盛んだったが…

このような経緯もあり、貨物車であるライトバンは、自動車税と自賠責が安く、車検も1年で、長い間、企業や商店の商用車として利用されてきました。ただ最近は車検が商用でも2年で、税金が乗用車よりも安い軽自動車に押されています。



現在はサクシード、プロボックス、ADバンくらいですかね。